

# 平成23年台風12号被害に伴う後期高齢者 医療保険料及び一部負担金減免のお知らせ

平成23年台風12号に被災された後期高齢者医療被保険者の方で、以下の条件に該当される場合は、申請により保険料及び一部負担金（医療機関や薬局の窓口でお支払いいただくお金）の減免措置を受けることができます。

○平成23年台風12号によって、

- イ. 本人または主たる生計維持者が、住宅・家財等に著しい損害を受けた場合
- ロ. 主たる生計維持者の①死亡②行方不明③心身への重大な障害④90日以上長期入院⑤事業の著しい損失等による、収入の著しい減少 など

## ◆申請先

お住まいの市町村役場の「後期高齢者医療担当課」

## ◆申請書（市町村後期高齢者医療担当窓口にあります）

- ・ 保険料減免の場合…  
「後期高齢者医療保険料減免申請書」
- ・ 一部負担金減免の場合…  
「後期高齢者医療一部負担金減免及び徴収猶予申請書」

## ◆必要な書類

- ・ 上記条件イ. の場合…台風12号に係る「り災証明書」（市町村で発行）
- ・ 上記条件ロ. の場合…「収入状況申告書」（市町村後期高齢者医療担当課にあります）

※被災程度により、上記以外の提出書類が必要な場合があります。

市町村窓口にて提出していただいた書類は、奈良県後期高齢者医療広域連合にて審査を行います。減免要件に該当する場合は、被保険者の方に「後期高齢者医療一部負担金免除（減額）証明書」および「後期高齢者医療保険料減免決定通知書」をお送りいたします。

※「後期高齢者医療一部負担金免除（または減額）証明書」について  
医療機関等の窓口で保険証とともにこの証明書を提示していただくことで、一定期間支払いが免除（減額）されます。

※「り災証明書」の発行が遅れる場合の一部負担金の猶予措置について  
諸般の事情により、市町村の「り災証明書」の発行が遅れる場合は、「り災証明書」の代わりに、市町村後期高齢者医療担当課にある「被災状況確認票」に必要事項をご記入いただき、申請書とともに提出してください。当面の措置として、広域連合より「後期高齢者医療一部負担金徴収猶予証明書」を発行いたします。この証明書を診療の際に医療機関等に見せていただきますと、一定期間支払いが「猶予」されます。後日「り災証明書」等を提出していただいた段階で、正式に減免に該当すれば「一部負担金免除（減額）証明書」をお送りいたします。

◎その他、詳しくはこちら➡  
までお問い合わせください。

## お問い合わせ先

- ・ お住まいの市町村役場後期高齢者医療担当課 または
- ・ 奈良県後期高齢者医療広域連合

〒634-0061 奈良県橿原市大久保町302番1

Tel:0744-29-8430 <http://www.nara-kouiki.jp/>